

男鹿市告示第44号

男鹿市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、男鹿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和8年条例第8号。以下「条例」という。）に基づき、特定乳児等通園支援事業者の確認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、子ども子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「府令」という。）及び条例において使用する用語の例による。

(事業者の確認)

第3条 法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援（以下「特定乳児等通園支援」という。）を行う事業者は、当該事業を行う事業所ごとに、市長の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第4条 前条の確認を受けようとする者は、男鹿市特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）を次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 職員の配置及び勤務体制に関する書類
- (3) 設備の概要を明らかにする書類
- (4) 条例及び府令に定める基準を満たすことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(確認の基準)

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る事業者及び事業所が法、府令及び条例に定める基準に適合すると認めるときは、当該事業者を特定乳児等通園支援事業者として確認するものとする。

(確認の通知)

第6条 市長は、確認の申請があった場合において、申請者に対し、確認をしたときは、男鹿市特定乳児等通園支援事業者確認通知書（様式第2号）により、確認をしないときは男鹿市特定乳児等通園支援事業者不確認通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 確認を受けた事業者（以下「確認事業者」という。）は、申請事項に変更があったときは、男鹿市特定乳児等通園支援事業者変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、変更の届出があった場合であって、当該変更が特定乳児等通園支援事業の確認の基準に適合すると認めるときは、当該届出を行った者に対し、男鹿市特定乳児等通園支援事業者変更届受理書（様式第5号）を送付するものとする。

(確認の取消し等)

第8条 市長は、確認事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該確認を取り消し、又は期間を定めてその効力の全部若しくは一部を停止することができる。

- (1) 法、府令又は条例に違反したとき。
- (2) 確認の申請に関し虚偽の申請をしたとき。
- (3) 正当な理由なく特定乳児等通園支援の提供を行わないとき。
- (4) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(5) その他特定乳児等通園支援事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるとき。

(報告徴取及び立入検査)

第9条 市長は、特定乳児等通園支援事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、確認事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に当該事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入り検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。